

兵庫県公報

平成20年10月10日 金曜日 第 2021 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	1
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付(畜産課).....	2
昭和63年兵庫県告示第1541号(漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの)の一部改正(水産課).....	2
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	2
同上(同).....	6
建設業者に対する行政処分(県土整備部総務課).....	8
土地区画整理組合の事業計画の変更認可(市街地整備課).....	8
公 告	
大規模小売店舗の新設に関する届出(都市計画課).....	8
大規模小売店舗の変更に関する届出(同).....	10
入札公告(管理課).....	10

告 示

兵庫県告示第1033号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

小多利土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吉見利久	丹波市春日町小多利321番地
同	勝野佳近	同 市春日町池尾25番地
同	由良保紀	同 市春日町小多利190番地
同	由良喜一郎	同 市春日町小多利88番地
同	中井貞治	同 市春日町小多利439番地
同	畑中一雄	同 市春日町池尾45番地
同	三浦仁一	同 市春日町多利423番地
監事	藤田光男	同 市春日町小多利125番地
同	畑育夫	同 市春日町多利284番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吉見利久	丹波市春日町小多利321番地
同	村田文夫	同 市春日町小多利101番地5
同	由良保紀	同 市春日町小多利190番地
同	由良喜一郎	同 市春日町小多利88番地
同	中井貞治	同 市春日町小多利439番地
同	藤田充	同 市春日町池尾8番地
同	三井信弘	同 市春日町多利276番地1
監事	藤田光男	同 市春日町小多利125番地

同 秋山松治 同 市春日町多利2043番地

兵庫県告示第1034号

家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定により、次の雄牛について、種畜証明書が書換交付された。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

名前	証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
菊晴土井	平20兵庫県1第36号	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター
茂隆波	平20兵庫県1第37号	同上	同上	同上

兵庫県告示第1035号

昭和63年兵庫県告示第1541号(漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの)の一部を次のように改正する。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

法第125条の2に規定する養殖業中

「曾根町加入区 曾根町漁業協同組合の区域
大塩町加入区 大塩町漁業協同組合の区域
的形加入区 的形漁業協同組合の区域 を「曾根町、大塩町、的形、八木、白浜加入区 曾根町漁
八木加入区 八木漁業協同組合の区域
白浜加入区 白浜漁業協同組合の区域」
業協同組合、大塩町漁業協同組合、的形漁業協同組合、八木漁業協同組合及び白浜漁業協同組合の区域」に改める。

兵庫県告示第1036号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
神鋼鋼線工業株式会社尼崎事業所
尼崎市中浜町10番地1
取締役尼崎事業所長 藤田 耕三
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
神鋼鋼線工業株式会社尼崎事業所
尼崎市中浜町10番地1

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2)		61号二 焼き入れ施設 (No. 1)
	通常	最大	通常	最大	
能 力	鋼線13 t / 日		鋼線2.7 t / 日		同 左
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日		同 左		同 左
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		同 左
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1 ~ 3	1 ~ 3	2.2 ~ 3.4	2.2 ~ 3.4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	3	3	1	1
	化学的酸素要求量 (単位 mg / L)	3	3	2	2
	浮遊物質 量 (単位 mg / L)	10	10	10	10
	ノルマルヘキサノ抽出物質含有量 (単位 mg / L)	5	5	5	5
	窒素含有量 (単位 mg / L)	23	30	3	5
	りん含有量 (単位 mg / L)	18	20	0.1	0.2
	鉛及びその化合物 (単位 mg / L)	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満
	亜鉛含有量 (単位 mg / L)	28	28	-	-
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ / 日)	25	25	35	35	0
					2.4

61号二 焼き入れ施設 (No. 2、No. 3)	61号二 焼き入れ施設 (No. 4)		61号二 焼き入れ施設 (No. 5)		61号二 焼き入れ施設 (No. 6)		61号二 焼き入れ施設 (No. 7)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
鋼線 2 t / 日 / 基	鋼線 2.5 t / 日		同 左		同 左		同 左	
既 設	同 左		同 左		同 左		同 左	
既 設	同 左		同 左		同 左		同 左	
許可後	同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左	同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左	同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
100%油	100%油	100%油	100%油	100%油	100%油	100%油	100%油	100%油
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
0	0	3.9	0	5.1	0	7.9	0	2.8

61号二 焼き入れ施設 (No. 8)		61号二 焼き入れ施設 (No. 9)		61号二 焼き入れ施設 (No. 10)	
鋼線2.7t/日					
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左
通常	最大	通常	最大	通常	最大
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
100%油	100%油	100%油	100%油	100%油	100%油
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
0	2.4	0	2.7	0	2.6

備考 汚水等の一部の処理は外部業者に委託するとともに、既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月10日から同月31日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び尼崎市環境市民局環境部公害対策課

兵庫県告示第1037号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社SUMCO関西事業所生野工場
朝来市生野町口銀谷字愛宕979
事業所長 平 本 一 男
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社SUMCO関西事業所生野工場
朝来市生野町口銀谷字愛宕979

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 2、3)		65号 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (No. 4)	
	通常	最大	通常	最大	通常	最大
能 力	ウェーハ260枚/時		ウェーハ35枚/時/基		カーボンパーツ1個/3日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		同 左	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後3箇月		同 左		同 左	
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		同 左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～翌8時 18時間		同 左		同 左	
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		同 左	
区分	水素イオン濃度 (水素指数)	10	12	4	2	1
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	3	6	5	10	10
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5	10	5	10	10
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	2	4	2	4	10
	ふっ素及びその化合物 量 (単位 mg/L)	-	-	120	160	200
	窒素含有 量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	400
	アモニア、アミン、有機窒素 量 (単位 mg/L)	-	-	-	-	360
使用時において当該特定施設から排出 される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	45	46	11/基	11.3/基	8	9

備考 既設特定施設を廃止するとともに汚水等の再利用水量を増やすため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月10日から同月31日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び朝来市市民生活部生活環境課

兵庫県告示第1038号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 処分をした年月日

平成20年9月11日

2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 上月プロパンガス共販株式会社
 主たる営業所の所在地 佐用郡佐用町上月582番地の4
 代表者の氏名 藤本勝彦
 許可番号 兵庫県知事許可(般-19)第550789号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

(注2) 「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成20年9月26日から同年12月24日までの90日間

4 処分の原因となった事実

上月プロパンガス共販株式会社代表取締役は、平成20年2月29日、神戸簡易裁判所において、元佐用町職員に対する贈賄罪により罰金刑30万円の略式命令を受け、同年3月15日、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

兵庫県告示第1039号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、赤穂市浜市土地区画整理組合の事業計画の変更を平成20年9月29日に認可した。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、

意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ヤマダ電機テックランド新加古川店
所在地 加古川市平岡町一色字西ノ目120番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ヤマダ電機
代表者の氏名 山田 昇
住所 群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ヤマダ電機
代表者の氏名 山田 昇
住所 群馬県高崎市栄町1番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年5月19日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,944平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
467台
 - (2) 駐輪場の収容台数
227台
 - (3) 荷さばき施設の面積
70.3平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
37.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前10時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口2箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前8時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成20年9月18日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年10月10日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年2月10日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年10月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ミドリ西明石店
所在地 明石市藤江字中江928番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 兵庫日野整備株式会社
代表者の氏名 後 藤 修
住所 明石市藤江三ツ池2030番地の1
- 3 変更事項
荷さばき施設の位置（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
- 4 変更年月日
平成20年11月1日
- 5 届出年月日
平成20年9月11日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年10月10日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年2月10日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年10月10日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
ICTスクールコンピューター一式（賃貸借）
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
平成21年1月8日（木）から平成26年1月7日（火）（5年間）
 - (4) 設置場所
東灘高等学校ほか計165箇所（仕様書に記載の設置場所のとおりに）
 - (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県出納局管理課 担当 山田
電話（078）341-7711 内線 4937
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年10月10日（金）から同月24日（金）の午前9時から午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成20年11月19日（水）午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成20年11月18日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。
- (5) 電子入札
本件は、書面による従来の入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。
ア 申込書の提出は、平成20年10月10日（金）午前9時から同月24日（金）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。
イ 電子入札は、平成20年11月12日（水）午前9時から同月19日（水）午後1時30分までに行うこと。
ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。
ア 受付期間
平成20年10月11日（土）から同年11月5日（水）の午前10時から午後4時まで（持参の場合は土曜日、日曜日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。）
なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成20年10月31日（金）から同年11月5日（水）の午前8時から午後10時（ただし、11月5日（水）は午後4時までとする。）の間に提出すること。
イ 受付場所 前記3(1)に同じ。
ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様がわかるもの
エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。
オ 協議結果 平成20年11月12日（水）に入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年11月17日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成20年11月27日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること（電子入札を除く。）。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

ICT School Computer System 1 Set (Lease)

(3) Lease period: January 8, 2009 – January 7, 2014

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Higashinada Senior High School (50 Fukaehamacho Higashinada-ku Kobe Hyogo

Prefecture) and 164 other places (as specified in the tender documentation)

- (5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 October 24, 2008

- (6) Deadline for tender:

13:30 November 19, 2008 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 November 18, 2008 by mail

- (7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamada, Personal and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937